

福山市民病院職員健康診断業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、業務委託に関する事項を定めたものであり、業務を行うに当たっては、本仕様書に従い実施すること。

2 健診業務

定期健康診断、特殊健康診断(電離放射線健康診断、有機溶剤等健康診断及び特定化学物質健康診断)、情報機器作業健康診断及びがん検診

※詳細は別表参照のこと。

3 業務場所

(1) 定期健康診断、特殊健康診断(電離放射線健康診断、有機溶剤等健康診断及び特定化学物質健康診断)及び情報機器作業健康診断

福山市民病院(福山市蔵王町五丁目23番1号)ほか

※会場については、病院総務課が予約。

(2) がん検診

受注者の健診施設

4 実施予定時期

発注者と受注者が協議のうえ定めた時期に実施するものとする。

(1) 定期健康診断、特殊健康診断(電離放射線健康診断、有機溶剤等健康診断及び特定化学物質健康診断)

6月、7月頃

(2) 定期健康診断、特殊健康診断(電離放射線健康診断、有機溶剤等健康診断及び特定化学物質健康診断)、情報機器作業健康診断

12月頃

(3) がん検診

受診希望者の申込により実施時期が決定

5 履行期間

契約締結日から2026年(令和8年)3月31日まで

6 履行状況の確認

(1) 受注者は、本契約締結後、発注者が指定する「業務責任者報告書」及び「業務実施計画書」を速やかに発注者へ提出するものとする。

(2) 受注者は、業務実施後、受診者の「健康診断結果」を速やかに発注者へ提出し、承認を受けるものとする。

- (3) 受注者は、発注者から健康診断結果を第三者へ提供するよう指示があった場合は、発注者が指名する者に対して記録を提供するものとし、提供する記録の内容及び提供する際の記録媒体等については、発注者の指示に従うものとする。

7 健康診断結果の通知

- (1) 受注者は、職員健康診断終了後、速やかにその結果を発注者に通知するものとする。
- (2) 発注者に対する結果の通知は、書面及び別紙に基づく電子データとして作成した電子データを収録した電子媒体（CD-R）により行うものとする。

8 業務委託料の支払及び請求

- (1) 業務委託料の支払いは、原則、上期（6月、7月）と下期（12月）の年2回の区分により、発注者が指定する「業務委託完了通知書」が提出され、検査に合格した後に、行うものとする。
なお、がん検診については、業務実施後、発注者が指定する「業務委託完了通知書」が提出され、検査に合格した後に、支払うものとする。
- (2) 受注者は、上記の検査に合格したときは、発注者が指定する様式による請求書を速やかに発注者へ提出するものとする。
- (3) 業務委託料の支払額等は次のとおりとする。
 - ア 健診項目ごとの単価に、健診項目ごとの受診人数を乗じて得た額を健診項目ごとの業務委託料とし、実施した健診項目ごとの業務委託料を合計した額。
 - イ 受診者が複数の健診項目を受診するに当たり、検査項目が重複する等の理由で検査項目の一部を実施する必要がない場合は、受注者と発注者とが協議のうえ、業務委託料を決定するものとする。

9 完了検査

完了検査は、業務完了届が提出された後、発注者が定めた検査員により行うものとする。
ただし、業務中途における検査が必要な場合は、その都度行うものとする。

10 その他

- (1) 発注者は、業務執行の担当者である監督員を定め、受注者に「権限委任（職務分担）通知書」を速やかに通知するものとする。なお、変更等があった場合も同様とする。
- (2) 業務に係る疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。